

皇學館論叢 第五十卷第六号
平成二十九年十二月十日

皇學館大学附属図書館蔵

「長野義言尺牘」の基礎的検討

浦野綾子

□ 要 旨

長野義言は、江戸時代後期の国学者である。井伊直弼の側近として、また、安政の大獄の端緒を作った人物として有名な義言は、彦根に行く前は宮前（現松阪市）におり、同地の素封家・蔵書家である堀内広城と義兄弟の契りを結んでいる。義言が広城に送った書簡は「長野義言尺牘」としてまとめられ現在でも残っており、堀内家から皇學館大学附属図書館に寄贈されている。

本稿では、国学者・長野義言を知るための重要な資料となる「長野義言尺牘」の書誌情報を再確認し、同資料についての基礎的な事実を確定することを目指した。「尺牘」の書誌情報・発信年紀の特定方法を示し、また、「尺牘」と関わりの深い、彦根城博物館所蔵「長野義言書状」、東京大学史料編纂所編『大日本維新史料』との関係について考察し、「尺牘」の持つ価値や今後の研究方法を提示した。

□ キーワード

長野義言・尺牘・堀内広城・井伊直弼

一、はじめに

長野義言は、江戸時代後期の国学者である。井伊直弼の側近として、また、安政の大獄の端緒を作った人物として有名な義言だが、これまで、国学者としての義言像については、あまり議論されてこなかった。

国学者としての長野義言は、どのような人物であったのか。考察の手がかりの一端を担うのが、「長野義言尺牘」という、義言の書簡群である。

本稿では、国学者・長野義言を知るための重要な資料となる「長野義言尺牘」の書誌情報を再確認し、同資料についての基礎的な事実を確定することを目指す。

二、「長野義言尺牘」についての先行研究

「長野義言尺牘」（以下「尺牘」）とは、主に、長野義言より、堀内広城およびその家族に差し出された書簡の総称である。松阪市の堀内家旧蔵、現在は皇學館大学附属図書館に寄贈されている。もとは書簡本来の形で保管されていたが、昭和初期の堀内家当主・鶴雄氏によって、卷子本十軸に仕立てられた。この十軸を収めている箱の蓋に「長野義言尺牘拾巻」と墨書されていることから、「長野義言尺牘」と呼ばれている。

この「尺牘」は、秘匿されていたわけではない。過去には書簡の写しが作られたり、また、何人もの研究者が書簡の内容について言及したりしている。たとえば、佐佐木信綱は、「尺牘」について、次のように述べている。^(注1)

皇學館大学附属図書館蔵「長野義言尺牘」の基礎的検討（浦野）

頃日堀内鶴雄君から、君の祖父鶴城翁にあてられた長野義言の文書の巻物を借り得た。義言は、いふまでもなく、歌人として、また、彦根侯伊井直弼の懐刀として名だかい長野主膳である。(中略)

堀内家は伊勢国宮前の旧家で、鶴城翁は彦根以前の義言を補助した人であるので、堀内家には義言の文書が多く蔵されてゐることは世に知られてゐる。鶴雄君は、近く見出でられた義言の書簡草稿等を聚めて一巻とし、「筆草」と名づけられた。

このように、堀内家と長野義言の交流、および、書簡の存在は、隠されてきたわけではなく、古くから「堀内家には義言の文書が多く蔵されてゐることは世に知られて」おり、佐佐木信綱のように閲覧を許される場合もあつたのである。

また、現代でも、吉田常吉氏や、佐藤隆一氏(注2)により、「尺牘」は紹介されている。しかし、これらは書簡群全てを明らかにしたわけではなく、書簡の大まかな概要や、それによつて義言の動向を示しているにすぎない。

「尺牘」全体の書誌情報について記しているものは、管見の限り、高倉一紀氏が書かれた「堀内家蔵「長野義言尺牘」(注4)」の解題(以下「論叢解題」)だけのようである。この「堀内家蔵「長野義言尺牘」一」は、解題に「尺牘」の書誌情報を記しているだけでなく、「尺牘」第一巻が全文翻刻されている。

本稿は「論叢解題」を重要な情報源とし、これに諸検討を加え、「尺牘」の全てを明らかにするための第一歩としたい。

三、堀内広城と長野義言

「尺牘」は、主に、堀内広城およびその家族に差し出された書簡であることは先に述べた。大半の書簡の送り先である堀内広城について、「論叢解題」は次のように紹介している。

主たる名宛人堀内広城は、同家七代目当主。寛政六年（一七九四）五月十七日生、安政三年（一八五六）六月八日没、享年六十三、法名宗瓊。幼名を文次郎、文化七年十二月に元服して通称を利吉郎と名乗る。天保二年（一八三一）八月には養父の通称を襲名して利右衛門、さらに嘉永四年（一八五二）三月に主齡と改める。名は良勝、後に広城を名乗るが改名の時期は定かではない。家号は、庭の主木五葉松からとって「五葉蔭」。(中略)広城の生家は飯野郡古井村の金谷家で、同喜左衛門の三男として誕生。文化六年（一八〇九）二月、十六歳で、飯高郡宮前（滝野）の素封家堀内良置の養子となり、文政七年七月にはその家督を継ぐと同時に、紀州藩代官所支配の郷士。同八月、勘定奉行直支配となり三人扶持を給された。本居大平の門に入ったのは文政五年、二十九歳の四月、「藤垣内門人姓名録」の同年「壬午」の条には、

四月八日 伊勢国 飯高郡滝野 堀内利吉郎 広城

と見える。(中略)更に、この三年後の文政八年、彼は松阪の本居春庭にも入門、和歌山・松阪の鈴屋両学統に属することとなったのである。

鈴屋門に入っていたことから、国学に勤しんでいたことが窺える広城のもとには、多くの蔵書があった。^(注5)その蔵書数は、広城自筆の蔵書目録^(注6)からも一千冊程度あったことが確認できる。

蔵書家でもあった広城と、長野義言はどのように出会ったのか。義言の経歴はというと、その前半生は現在でもわ

かっていない。わかるのは、天保十年に宮前（現松阪市）の滝野知雄のもとに現れた以降のこととなるようだ。^(注7) 滝野家も蔵書家であり、義言は蔵書を目当てに訪問したようである。滝野知雄も大平・春庭の門人であり、広城とは旧知の仲であった。しかも両家は近いのだから、義言が滝野家の蔵書のみでなく、堀内家の蔵書を閲覧しに訪れても不思議はない。だが、この時には義言と広城はまだ対面していなかったようである。

「尺牘」内で容易に年紀が特定できる書簡のうち、一番古いものは、天保十四年十一月六日の書簡である。この書簡は、「あちきなう御わかれ侍りしより」と始まっており、義言と広城がすでに対面を果たした後に記されたものであることがわかる。しかし、「いまだたいめ給はりし事は侍らねども」との文言から始まる、二人が対面する以前に記された書簡が「尺牘」には存在する。この書簡の日付は「六月廿七日」、年不明のものであるが、対面する前のものであるから、天保十四年十一月六日以前の書簡と推定できる。

吉田氏^(注8)は、対面以前に記されたこの書簡は、天保十三年六月二十七日のものであり、義言と広城の初対面を天保十三年十月としている。高倉氏の「論叢解題」も吉田氏に倣い、この説を補足している。両氏が天保十三年とした理由は、広城の自筆本『五葉集別巻』に拠るところが大きい。詠草などを書き写したこの本の中には、義言の「いまだたいめ給はりし事」書簡、および、その返書である広城書簡（六月二十八日付）が写されている。この返書において広城が、天保十二年に自身が患った中風のことを「こそぞの春よりおもき病におかされて」と記しているのである。さらに両氏は、天保十三年五月から十一月まで義言が松阪にいた証拠として、義言の自伝『長野家譜略』の内容を挙げ、^(注9) 対面以前の書簡は天保十三年のものとしたのである。

この、「いまだたいめ給はりし事」書簡には、「めづらし坂、つぶて石のわたりにもものして」と、松阪の名所を訪れたことが記してあり、義言が松阪に居た時に認めた書簡であることは確かである。しかしながら、この書簡を天保

十三年のものとした吉田氏と高倉氏の説は、『五葉集別巻』の内容を重視しすぎているのではないだろうか。広城の返書に記された病が中風のことだとしたら、天保十三年以降の書簡であるとは特定できる。しかし、返書にも、義言書簡の写しにも、発信年は記されていないのである。また、『五葉集別巻』以外、天保十三年と確定する要素がない。よって、今のところ、義言と広城の初対面は、義言が宮前に姿を現した天保十年以降から天保十四年までの間であり、対面前の書簡は天保十年以降のもの、としておきたい。

いづれにせよ、書簡のやり取りをして初対面を果たした二人は、交友を深め、弘化二年には義兄弟の契りを結ぶまでの仲となる。広城は蔵書の貸し出しや義言著作の出版資金の援助を行い、義言は自身の塾（桃廼舎）の話や彦根の話、和歌の添削などを広城に書き送った。

安政三年に広城が亡くなった後も、義言は広城の子息である千稲に宛てて書簡を認めており、堀内家との交流は途切れずに続いていたと知られる。

四、「長野義言尺牘」書誌情報

では、現在まで確認されてきた「尺牘」の書誌情報を、「論叢解題」の記述に基づいて再確認する。

装訂は卷子本仕立ての全十軸。外題、首題は記されておらず、全てを収める箱（二段、各五軸ずつを収める）の蓋に「長野義言尺牘」との墨書がある。

発信年紀は、広城による書簡の端裏書、および、鶴雄が記した押紙を主な情報源としている。広城の端裏書、鶴雄の押紙とは、「論叢解題」によると、

皇學館大学附属図書館蔵「長野義言尺牘」の基礎的検討（浦野）

端裏書は、書簡上書（宛名等）の周辺に、発信年月日・発信地・発信者・到着日等を広城が心覚えとして書入れたもので、その信頼性は極めて高い。鶴雄は卷子本製作の際、端裏書を含む書簡上書（裏面記事）の重要性に留意して、これを一端切除のうえ当該書簡本文の前に配置した。こうした配慮により本「尺牘」においては、発信年紀等の情報が紙背記事として隠れてしまうことを免れたわけである。また、押紙は鶴雄が当該書簡を卷子本に装訂するにあたって、書簡の日付や差出書、端裏書をもとに発信年紀を紙片に朱書し、貼付したものである。

とあり、記述されている通りその信頼性は極めて高い。この情報源により発信年紀が明確である卷子本五軸分については、年紀順に排列しており、残りの五軸については、差出書に「たき」と記されたものが多い一軸を最後の〔十〕にして、その他は無作為に排列し、書簡の通数と表紙の文様を記録している。

「論叢解題」の整理によれば、その排列は次の通りとなる。

- 〔一〕 天保十三年（一八四二） 弘化元年（一八四四）、一五通、松葉色渦雲文絹表紙
- 〔二〕 弘化二年（一八四五）、一四通、白茶色渦雲文緞子表紙
- 〔三〕 弘化三年（一八四六）、一九通、金茶色唐草文緞子表紙
- 〔四〕 嘉永元年（一八四八） 同四年（一八五一）、一二通、白茶色渦雲文緞子表紙
- 〔五〕 嘉永六年（一八五三） 安政二年（一八五五）、一六通、松葉色渦雲文絹表紙
- 〔六〕 二四通、金茶色牡丹唐草文緞子表紙、弘化四年（一八四七）を含む
- 〔七〕 二二通、金茶色牡丹唐草文緞子表紙
- 〔八〕 一九通、金茶色牡丹唐草文緞子表紙

〔九〕二二通、金茶色牡丹唐草文緞子表紙

〔十〕一〇通、木賊色唐草文緞子表紙

書簡は全部で一七一通。天保十三年から安政二年までは年紀が特定されている。

問題は、〔十〕となる、差出書に「たき」と記されたものが多い一軸である。「たき」とは、長野義言の前妻であり、滝野知雄の妹である。この「たき」が差出書となっている書簡軸は、「尺牘」内の卷子本以外にも現存する。箱の蓋に「長野たき子消息」と墨書された全二軸の卷子本が、「尺牘」と共に皇學館大学附属図書館に寄贈されている。この「長野たき子消息」の卷子本二軸を改めて確認したところ、一軸の差出書は「たき」となっていたが、もう一軸の差出書は「義言」であった。

「長野たき子消息」箱に入っていた卷子本の書誌情報は次の通りである。

たき差出書簡　木賊色唐草文緞子表紙　縦一九・四糎

義言差出書簡　松葉色渦雲文絹表紙　縦一九・四糎

たき差出書簡の表紙文様は〔十〕と同じ唐草文緞子表紙であり、この文様は「尺牘」の義言書簡軸でも使われている。また、「尺牘」書簡軸の大きさは一九・二糎から一九・五糎の間であり、「尺牘」と「長野たき子消息」は、大きさも似ていることがわかる。このことから、寄贈（もしくはその前段階として寄託）以前に、「尺牘」一軸と「長野たき子消息」一軸は入れ違えられたと推測される。

皇學館大学附属図書館蔵「長野義言尺牘」の基礎的検討（浦野）

新たに確認できた義言書簡軸の発信年紀・通数は、次の通りである。

《新》 弘化四年（一八四七）、一五通、松葉色渦雲文絹表紙

書簡は、全て義言差出のものであった。

それでは、この新たな卷子本一軸を含めた、本来の「尺牘」十軸の書誌情報を、改めて見ていきたい。

軸の番号は、新たにAからJとした。「I」内の番号は「論叢解題」における旧番号である。発信年紀は「論叢解題」に従い、広城の端裏書および鶴雄の押紙を主な情報源とした。発信年紀が明確な卷子本六軸（AからFまで）は、年順に排列した。年紀が特定できない書簡を含んでいる四軸（GからJまで）は、旧番号の排列順のままとした。書簡数の数え方は、書簡のつながりが認められないもの（紙の間隔があいている、大きさが違う等）は、それぞれで一通とした。

並べ替えると、次の通りとなる。

A (一) 天保十年（一八三九）以降～弘化元年（一八四四）、一五通

B (二) 弘化二年（一八四五）、一四通

C (三) 弘化三年（一八四六）、二一通

D 《新》 弘化四年（一八四七）、一五通

E (四) 嘉永元年（一八四八）～嘉永四年（一八五二）、二二通

- F〔五〕 嘉永六年（一八五三） 〔安政二年（一八五五）、一六通〕
- G〔六〕 弘化三年（一八四六） 〔文久二年（一八六二）を含む、二七通〕
- H〔七〕 弘化二年（一八四五） 〔嘉永四年（一八五二）を含む、三二通〕
- I〔八〕 天保十五年（一八四四） 〔嘉永六年（一八五三）を含む、二四通〕
- J〔九〕 弘化三年（一八四六） を含む、二四通

天保十年以降から文久二年まで発信年紀が特定できた。書簡数は全二百通。うち一通は堀内広城から義言に宛てた書簡の下書きであったため、義言の書簡だけで言うと、全部で一九九通となる。

また、本稿では詳細は記さないが、今回、「尺牘」（AからJまでの全十軸）の書簡一通一通に、それぞれ、A11、A12…J124と、書簡番号を新たに付していった。

五、発信年紀の特定方法

「尺牘」書簡には、義言が記した日付の他に、前章で述べた、広城による書簡の端裏書と、鶴雄が貼りつけた押紙があるため、大多数の書簡は発信年紀が特定できる。新出の卷子本Dも、義言の日付の他に、広城の端裏書があったため、発信年紀を特定することができたわけである。

しかし、GからJの四軸については、端裏書および押紙の記された書簡は少なく、この方法では年紀特定に至ることができない。そこで、端裏書・押紙がないものについては、それぞれの書簡の内容に基づいて年紀を特定していった。

たとえば、C-17とG-18の書簡を比較してみよう。

C-17は、広城が「午七月三日四日出同廿二日入、長野氏」と端裏書を記していること、また、義言自身が「七月三日」と記していることから、弘化三年七月三日の書簡であることが特定できる。対して、G-18は、義言が「七月四日」と記しているが、広城の端裏書も、鶴雄の押紙もなく、何年の書簡であるか特定されていなかった。

この二つの書簡内容は、次の通りである。（以下、「尺牘」の翻字・句読点・傍線は筆者による）

C-17

（前略）

一、歌の大むね、板下書はいかゞ侍らん

一、初のしをりも、末分櫛と共に、五部ばかり別仕立にして給へ

一、末分櫛中卷五十六丁ウラ

古今 わかきつるかたもしられすくらふ山木々の木の葉のちるとまかふに

この歌の四句、木が紅葉と誤て侍る。なほ、この書は、いとく心ぐるしうなん。さこそもてあつかひ給ひつらめ。思へば、いともそゞろになむ。なほきこえ奉らまほしき事は、八日の便りになむ。あなかしこ

七月三日 義言

御せうとの君

○女院様崩御のよし承りぬ。御送葬の事は、この月の末共うけ給はりぬ。定り侍らば、とく京より聞え奉るやう、京都白山堂へ、けふいひつかはし侍らんを、いかでくこたびは姉の君、良広をつれさせ給ひて、ものし給へ（後略）

又、末分櫛仕立の事、先づ便にも聞え奉りしやう、(中略) 別に百五拾部仕立させて給へ。絹表紙の方は、五部にてよろしうなむ

一、女院崩御の事、御送葬は廿一日より三日迄の間との事承りぬ。されば、京より聞え奉らんにも、いとまなかるべく侍れば、松坂にても聞合給ひて、もし廿一日、廿三日いづれかまことに侍らば、良広ををがみにまゐらせ給はずや。将房もさいざなはせ給へ

一、末分櫛、先なるは、このわたりのをしへ子の中へ、大かたうけて、のこりも侍らず。後なるは、京へも、美濃へも、三河へもつかはしてんを、いづかたへも忒拾刃にてつかはせと、みなくいひ侍れば、さてよからんやうにうるはしく、別仕立にさせて給へ。よろづは又こそ聞え奉らめ。あなかしこ

七月四日 義言

せうとの君 御前に奉る

この二通の傍線部を比較してみると、『末分櫛』という本を五部、別仕立てにして欲しいこと、また、女院崩御のことなど、よく似た内容が記されていることが見てとれる。『末分櫛』とは、長野義言の著作であり、この他の書簡から弘化三年までには刊行されたことが判明している。^(注10) また、女院崩御の事とは、光格天皇の皇后・欣子内親王の御葬送のことと推定できる。『光格天皇実録』^(注11)によると、欣子内親王は、弘化三年六月二十日、六十八歳で崩御。御葬送は七月二十三日であった。G-18には「御葬送は廿一日より三日迄の間」とあり、欣子内親王の御葬送日と一致することからも、女院とは欣子内親王であると特定してよいだろう。以上のように、内容の類似点から、C-17とG-18

は、同年に書かれたこと、つまりは、G-18は弘化三年の書簡であることが特定できるわけである。

このように、書簡の内容に基づいて、一通一通を調査した結果、発信年紀が特定できる書簡は、全部で一二六通となった。

さて、「尺牘」内で、義言から送られた一番最初の書簡は、第三章の通り、天保十年以降のものである。では、義言最後の書簡はどのようなものであったか。

皇女和宮が江戸へ向けて出発したことが記されているため、文久元年のものと分かる書簡G-27（十二月十五日）がある。これが最後の書簡だと思われた。

しかし、島津久光の上京について記されていることから、文久二年のものと特定できる、G-17「六月朔日」差出の書簡が存在する。だが、差出人は「山岡大蔵」、宛名は「堀内理一郎様」となっており、差出人を見る限りでは義言以外が記した書簡のようである。

この書簡は、尚々書に「尚以姉君始おすまどのへも、栄五郎へも宜敷奉願候」とあり、堀内家と親しい者からの書簡と見て取れる。「すま」は千稲の妻、「栄五郎」は広城の五男で千稲の弟である。そうすると、「姉君」とは、広城の後妻「ます」のことと考えられる。ますを姉君と記すのは、義言である。義言は、もとは広城のことを「堀内君」、ますのことを「奥の君」と記していたが、弘化二年九月十四日に広城と義兄弟となった後、広城を「せうとの君」、ますを「あねの君」と記すようになる。^(注12) よって、このG-17も、義言の手によるものと言えるだろう。^(注13)

義言は、文久二年八月二十七日、斬首される。そのわずか三か月前にもかかわらず、政治に関する正確な情報を手に入れることができる立場にいたことになる。「山岡大蔵」という偽名を使ってまで堀内家に京都の状況を伝える意図は何であったのだろうか。謎の多い書簡ではあるが、これが「尺牘」内にある、義言からの最後の書簡である。

以上のように、「尺牘」の発信年紀を特定し、順番を入れ替えていった結果、今まで年紀のわからなかった書簡も、ある程度は年紀の特定ができることが判明した。書簡の内容を精査することにより、年紀特定が可能な書簡は、今後も増えるであろう。

六、彦根城博物館所蔵「長野義言書状」について

「尺牘」一通一通の内容を精査することにより、年紀特定はある程度可能となる。しかし、「尺牘」の書簡には、断簡も存在する。たとえば、「尺牘」のI-9書簡と、I-15書簡は、両方とも断簡である。

I-9

とりよせおきて給へ。よろづは又こそ。あなかしこ

長月十五日 義言

御せうとの君

又、北山抄の事、さいつ頃も聞え奉りしごとく、本はよろしう侍れど、無点にて、書ざまもいとしどけなければ、いかに京にて甘露寺殿の御本竹屋殿の御書入本にて、校合せばやおもひ侍りて、堤殿におき侍りしを、もしく御らんせさせまほしくおはしまさば、こたび都にのぼるまでにも、又あとよりにも、いひおこせ給はゞ、持まりて奉らん（後略）

(前略) よろづ聞え奉らまほしき事どもは、さはに侍るを、遠からずまゐりて聞え奉らん。なほく、柏屋方の拂、実はその本の事も、さもせんと給ひたる事は、しりて侍れど、その本いかゞなりけんとも、つゆしり侍らで、わづかなる事おこたりぬ、よきにの給はせて、十月は義言まゐるとの給はせてよ。もし、いそぎ侍らば、取かへおきて給へ。その外に、かつみぶりの事もいひつかはしつれば、是も、君よりもいそぎいひやりて給へ。百部、とく出来侍らずば、さしも草の人々にも、いひわけ侍らねば、板かへせとて、川合町ままでにても、

I-9は、年不明であるが、九月十五日付の書簡である。「とりよせおきて給へ、よろづは又こそ。あなかしこ」と始まつており、書簡の前半部分が欠落している。現状では、このI-9は、その前にあるI-8とつながっているかのように、隙間なく貼りつけられている。だが、I-8は「長野主馬、滝次郎左衛門様」と終わっており、また、I-9と紙の大きさも違うことから、I-9とI-8は、全く別の書簡であることがわかる。

もう一つのI-15はというと、「川合町ままでにても」との文章で終わっており、後半部分が欠落している年紀不明の書簡である。

この二つの断簡を整理するために有用となるのが、彦根城博物館所蔵の「長野義言書状」(以下「書状」)である。^(註14)この「書状」は、その内容から、「尺牘」書簡の写本であることは間違いない。写したのは明治期頃、となっているのだが、正確な時期や、彦根藩で斬首となった義言の書簡をなぜ写したのか、どこで写されたのか、といった詳細はわかっていないという。

装訂は冊子体、七冊、仮綴じであり、収められている書簡の順番は、年紀順になっているようだが、「尺牘」の順

番とは少し違うところがある。また、全一三二通と、「尺牘」と書簡数も違っている。

「書状」が、明治期に写したものだとしたら、「尺牘」内にある書簡が卷子本になる前に写されたものであり、書簡本来の姿を見ることができると言える。なぜなら、前述の佐佐木信綱の言によれば「鶴雄君は、近く見出でられた義言の書簡草稿等を聚めて一卷とし、「筆草」と名づけられた」とあり、「尺牘」書簡を卷子本形態にしたのは、昭和に入つた後と推定できるからである。「書状」が明治期の写しであり、書簡本来の姿を留めているならば、卷子本「尺牘」になる時に欠落したかもしれない書簡が、「書状」によつて補える可能性がある。

それを証明するのが、「尺牘」I-9とI-15の断簡である。これと同内容のものが、「書状」にも存在する。^(注16)

「書状」(翻字・句読点・傍線は筆者による)

(前略) よろづ聞え奉らまほしき事どもは、さはに侍るを、遠からずまゐりて聞え奉らん。なほく、柏屋方の拂、実はその本の事も、さもせんと給ひたる事は、しりて侍れど、その本いかゞなりけんとも、つゆしり侍らで、わづかなる事おこたりぬ、よきへの給はせて、十月は義言まゐるとの給はせてよ。もし、いそぎ侍らば、取かへおきて給へ。その外に、かつみぶりの事もいひつかはしつれば、是も、君よりもいそぎいひやりて給へ。百部、とく出来侍らずば、さしも草の人々にも、いひわけ侍らねば、板かへせとて、川合町までにても、とりよせおきて給へ。よろづは又こそ。あなかしこ

長月十五日

義言

御せうとの君

又、北山抄の事、さいつ頃も聞え奉りしごとく、本はよろしう侍れど、無点にて、書ざまもいとどけなければ、い

かで京にて甘露寺殿の御本竹屋殿の御書入本にて、校合せばやおもひ侍りて、堤殿におき侍りしを、もしとく御らんせさせまほしくおはしまさば、こたび都にのぼるまでにも、又あとよりにも、いひおこせ給はゞ、持まゐりて奉らん（後略）

この「書状」書簡の日付は「長月十五日」、そして、傍線部の箇所には「川合町までにも、とりよせおきて給へ」とあり、I-15からI-9へと内容がつながっていることが見て取れる。翻字では略したが、この「書状」書簡の全体的内容は、前半部分がI-15と一致、後半部分はI-9と一致した。また、I-15とI-9は紙の文様も同じであることが確認できた。つまりは、「尺牘」のI-9とI-15は、もとは一つの書簡であったが、紙の継ぎ目が剥がれた等のアクシデントにより二枚となってしまうところ、卷子本に仕立てる段階で別々の書簡と見なされてしまい、異なる箇所貼りつけられたと考えられる。少なくとも、そのような可能性があった、という状況を「書状」から窺い知ることができるのである。

現在確認できている、こうした書簡のつながりは、この一点のみであるが、今後出てくる可能性はある。つまり、「書状」と「尺牘」を比較し整理することにより、書簡本来の姿が浮かび上がるのである。

七、『大日本維新史料』類纂之部井伊家史料と「尺牘」の関係

「尺牘」の写しとして確認できるのは、「書状」のみであるが、もう一つ、「尺牘」と関係するものがある。

『大日本維新史料』類纂之部井伊家史料（以下『維新史料』）は、東京大学史料編纂所編纂、井伊直愛氏所蔵の幕末

文書・記録を収めたものである。これには、主要な文書類・記録類に番号を付して差出人・受取人を標題とし、第一巻の文政三年から始まり、現在、第二十九巻の文久二年七月までが刊行されている。

この『維新史料』に収録されている文書の内容は、「尺牘」の書簡に記されている内容を補うことができる。たとえば、「尺牘」には、次のような記述がある。

〔尺牘〕C-16 弘化三年閏五月廿九日（義言差出、広城宛）

（前略）一、江戸表なる彦根若殿の御方よりも、いとねもごろなる御ことづけ侍りし、長沢御坊まで、内々にて義言事はいづくへもゆき侍らぬやうに、あふみにとゞまるやうせまほし、それは今しばしのほどいかにすかしてだにいづくへもなやりそ、などの御せうそこをも内々見せ給ひぬ（後略）

弘化三年一月、彦根藩の世継ぎとなった井伊直弼は江戸へ向かい、二月に江戸城へ登城、將軍と対面して養子となる上意を蒙る。このC-16には、世継ぎとなり立場は変わってしまうが、義言には近江へ留まってほしい、という直弼の心情を明かした書簡を見せてもらった、という記述がある。

この、「彦根若殿」から「長沢御坊」に届けられた「御せうそこ」は、『維新史料』にて確認することができる。

〔維新史料〕弘化三年五月九日 井伊直弼書状 本寛撰專宛^(注17)

（前略）義言事は無事に候哉、出府之後、かなたよりは一度内々申越候義も有之候得共、此方よりは音信不申、ほいなき事に候、御序も候は、宜御伝声、被者義は何卒其地に行々足を留め申度、とふそく御たらし置、余国へ参り不

申様希候、(後略)

また、『維新史料』の直弼書簡には、「尺牘」にもたびたび登場する義言の著作『末分櫛』についての記事が見られる。

『維新史料』天保十四年十二月二十日、井伊直弼消息、長野主馬義言宛

(前略) はた玉緒・末分櫛さきにかへしつるとき、目録一卷とりおとし、まゝに、こたひ是もともに出しぬ、(後略)

天保十三年十一月二十日、埋木舎にて直弼と義言は初めて対面する。それからわずか一年の間に、直弼は『末分櫛』を閲覧していたことになる。この時点で『末分櫛』はまだ出版されていないため、自筆草稿を見ていたのだろう。この後、出版の準備を始めることとなる。

「尺牘」 A-4 天保十四年十二月二日 (義言差出、広城宛)

(前略) 末分櫛のすゑしふみも、柳王舎の君かき給ひつれば、春はとうみせまらせぬべし (後略)

『末分櫛』には直弼の序が記(注18)されているのだが、この書簡は、義言が直弼へ序文を依頼したことがわかる内容である。さらに、『維新史料』には、

『維新史料』弘化元年十一月十四日、井伊直弼消息、長野主馬義言宛

(前略) まことや末分櫛も上中二巻と、のひぬとうけたまはる、いともくうれしきことになん、なほはいそぎそれら木に多りて、をしへ子らか朝なく玉くしけ手になれつ、も、ねくたれ髪末ときわけん、玉ともたからともなしでよりし、(後略)

とあり、『末分櫛』は清書を終え板木を彫る過程へと進もうとしており、着々と出版へ向けて動いていく。このように、「尺牘」の記事と、『維新史料』の記事を照らし合わせれば、『末分櫛』の出版過程が詳細にわかる。このような例は他にも存在する。

さらに『維新史料』によって、「尺牘」内の記事の前後関係が明らかになり、不明分の発信年紀が特定できることも期待される。

八、まとめ

以上、「尺牘」の書誌情報を再確認し、基礎的な事実を確定した。

長野義言は、後半生のみが大々的に伝えられているが、その前半生は全く解明されておらず、謎の多い人物である。義言の動向について明らかにされている最初は、宮前に現れ、鈴屋門であり国学を研究していると名乗ったところからである。つまりは、義言が、もともとから政治に関わっていたのか、それすらわかっていないと言えよう。井伊直弼も、初めは国学の師として義言を慕い、教えを受けていたのである。そんな義言を、政治の立場から見ただけでよいのだ

ろうか。むしろ、国学者としての側から見ていくことに、大きな意味があるのではないだろうか。「長野義言尺牘」は、国学者・長野義言の実像を知るための重要な資料となるはずである。

注

- (注1) 「安政の大震災に於ける長野義言と鈴木重胤の書簡」『心の花』三十八(十)、竹柏会、一九三四年。引用は原文のままとした。
- (注2) 「長野義言とその庇護者堀内広城・千稲父子」『日本歴史』第三〇〇号、一九七三年。
- (注3) 「長野義言が伊勢国堀内家にもたらした情報」『幕末維新の彦根藩』彦根城博物館叢書1、二〇〇一年。
- (注4) 五葉蔭文庫の会著、『皇學館論叢』第三十八巻第一号、二〇〇五年。
- (注5) 広城の蔵書については、高倉一紀氏「堀内広城の国学―近世蒐書文化論の試みⅡ―」(『皇學館大学紀要』第四十八輯、二〇一〇年)に詳しい。
- (注6) 堀内家の蔵書目録は三種残されており(全て皇學館大学附属図書館に寄贈)うち二種は広城自筆である。蔵書目録の書誌情報および内容については、注5論文に詳しい。
- (注7) 義言の経歴については、注2、注3などの各先行研究のほか、『飯高町郷土誌』(飯高町郷土誌編纂委員会、一九八六年)にも詳しい。
- (注8) 注2論文参照。
- (注9) 東京大学史料編纂所所蔵のものにて確認。天保十三年「五月二日出立勢州へ帰」、同年「十一月六日川俣を立て」とある。
- (注10) 『末分櫛』の出版過程については、別稿を準備している。
- (注11) 第五巻、ゆまに書房、二〇〇六年。

(注12) B-8 弘化二年九月二十七日書簡には「せうとの君」、B-9 弘化二年十月一日書簡には「せうとの君」「あねの君」と記し始める。

(注13) この書簡については注3の佐藤氏論文に詳しい。

(注14) 『彦根藩文書調査報告書』による。

(注15) 注1論文。第二章参照。

(注16) 彦根城博物館所蔵「長野義言書状」請求番号50222の内の一通。

(注17) 撰専は井伊直弼の従兄弟。義言の門人でもあった。(注4論文の注記による)

(注18) 『末分櫛』にある直弼の序文についても別稿に記す。

【付記】

本稿は第十回皇學館大學人文學會での口頭発表に基づくものです。席上ご教示賜った諸先生方に御礼申し上げます。

「尺牘」翻字には、松阪市の郷土史家・森田利吉氏の「長野義言尺牘」解説原稿(未公表)を参考にさせていただきました。本研究は「JSPS科研費16J01506」の助成を受けたものです。

(うらの あやこ・皇學館大学大学院生・日本学術振興会特別研究員(DC2))